

大都市制度・行財政改革特別委員会

企画調整部企画課（大都市制度・広域行政担当）

財務部財政課

財務部税務総務課

大都市の行財政実態に対応した制度に関する事項について

1 大都市（政令指定都市※1）を取り巻く状況

- ・人口構造の変化（人口減少、少子・高齢化）
- ・社会資本の老朽化
- ・大規模災害や新たな感染症への対応
- ・道府県と指定都市の「二重行政」解消の要請

2 大都市の行財政に関する取組

(1) 指定都市市長会※2を通じた取組

①国への提案（要望）

- ・国の施策及び予算に関する提案（通称「白本」）
 - 次年度予算に係る各省庁の概算要求に関する議論に対する要請活動に活用
20市の市長、議長連名による税財政・大都市制度及び個別行政分野に関する提案
※2022（R4）年度に行った提案は、税財政・大都市制度関係が「多様な大都市制度の早期実現」5項目、個別行政分野「子ども・子育て支援の充実」など10項目
- ・大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称「青本」）
 - 政府・与党の税制改正や地方財政対策に関する議論に対する要望運動に活用
20市の市長、議長連名による税制、財政に関する要望
※2022（R4）年度に行った提案は、税制関係が「真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正」等9項目、財政関係が「国庫補助負担金の改革」等5項目
- ・その他の提案等
 - 指定都市を応援する国会議員の会、総務大臣と指定都市市長との懇談会、第33次地方制度調査会への働きかけ等

②大都市制度改革に関する調査研究、広報啓発

- ・指定都市の市長による会議（市長会議、部会、政策提言プロジェクト等）の開催
- ・シンポジウムの開催

(2) 本市単独の取組

国への要望書の提出

- ・2022（R4）年度については、全体として13件の要望を実施
- ・大都市制度に関する要望として、特別自治市制度（通称：特別市）の法制化を市長が総務大臣に対し、直接提出

※1 政令指定都市

地方自治法第252条の19で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されている都市のこと。現在、本市を含む20市が政令による指定を受けている。

政令指定都市の特徴は、法の特例により、市域を複数の行政区に分け、それぞれに区役所を設置するほか、児童相談所の設置、国県道の管理等の事務を県に代わって行う。

<全国の政令指定都市>

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

※2 指定都市市長会

全国の指定都市の緊密な連携のもとに、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることが目的。活動内容として、国に対する政策提案・意見表明活動、大都市共通の課題に関する調査・研究及び広報活動、諸会議の開催・各市の連絡調整が挙げられる。

<会長>

久元 喜造 神戸市長

<副会長>

門川 大作 京都市長 ほか3人

<事務局>

市政会館（東京都千代田区）内 12人体制

<設立>

2003（H15）年12月21日

<浜松市長の参加する会議>

市長会議、エネルギー・環境（SDGs）部会、多様な大都市制度実現プロジェクト